

相生市中小企業奨学金返還支援事業に係る補助金交付の流れ

1 従業員への奨学金返還制度を設け、兵庫県中小企業就業者確保支援事業（以下「県事業」という。）を利用している市内事業者である。



2 補助金交付申請書類（下記の書類）を市民生活部 地域振興課 商工観光係に提出

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 県事業補助金交付申請書及び添付書類の写し
- (3) 県事業補助金交付決定通知書の写し
- (4) 対象従業員の住民票又は運転免許証など官公署が発行した生年月日及び住所を確認できる書類の写し
- (5) 市税の完納証明書

※交付決定後の対象従業員の追加及び手当等増額の変更があった場合、変更申請が必要



3 市から補助金交付決定通知書（様式第2号）を通知



4 事業が完了した際には、補助金実績報告書類（下記の書類）を市民生活部 地域振興課 商工観光係に提出

- (1) 補助金実績報告書（様式第5号）
- (2) 県事業補助金実績報告書及び添付書類の写し
- (3) 県事業補助金確定通知書の写し
- (4) 補助金請求書（様式第6号）



5 市から補助金の支払い